

平成30年10月24日

「来訪神:仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表 への記載に関する評価機関による勧告について

我が国よりユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載(ユネスコ無形文化遺産登録)に向けて提案をした「来訪神:仮面・仮装の神々」について、この度、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より「記載」の勧告があり、ユネスコ無形文化遺産公式サイト(http://www.unesco.org/culture/ich/)において公表されましたので、柴山昌彦文部科学大臣の談話と併せて、お知らせいたします。

本勧告を受け、本年 11 月 26 日~12 月 1 日の間、ポートルイス・モーリシャスで開催される第 13 回政府間委員会において最終決定がなされます。

1. 評価機関による勧告(別添参照)

「来訪神: 仮面・仮装の神々」については、「記載」することが適当との勧告がなされた。

(参考1)評価機関による勧告の3区分

- ・①「記載 (Inscribe)」: 記載するもの。
- ・②「情報照会 (Refer)」:締約国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載 (Decide not to inscribe)」: 記載にふさわしくないもの。

(参考2) 評価機関

評価機関は、各地域から選出された専門家6名とNGO6団体で構成。代表一覧表記 載等について事前審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。

2. 今後の予定

第 13 回政府間委員会(平成 30 年 11 月 26 日~12 月 1 日,ポートルイス・モーリシャス)において,ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する最終決定がなされる。

なお、同委員会での決議は、評価機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「不記載」の 3区分である。

<担当> 文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室

室長補佐守山弘子(内線 2414)無形文化遺産係主任杉浦あおい(内線 4698)

電話:03-5253-4111(代表), 03-6734-2870(直通)

FAX: 03-6734-3820

委員会は,

- 1. 日本が「来訪神:仮面・仮装の神々」を代表一覧表に提案したことを確認する
- 2. 提案書に含まれている情報をもとに、5つの基準を満たしていると決定する
- 3. 代表一覧表に「来訪神:仮面・仮装の神々」を記載する
- 4. 日本が大変よく調えられ、明確な構成をもつ提案書を提出したこと、また、提案された無形文化遺産の鍵となる側面を全て含み、視聴者がこの無形文化遺産の詳細を理解できるようにするビデオを提出したことを推賞する
- 5. 運営指示書の I. 6に従い、この記載は 2009年に記載された「甑島のトシドン」に替わるものであることを確認する (注)
- 注)「甑島のトシドン」を拡張し、国指定重要無形民俗文化財 1 0 件をグループ化して提案したことを指している。

(詳細は別添原文参照)

The Committee

- <u>Takes note</u> that Japan has nominated Raiho-shin, ritual visits of deities in masks and costumes (No. 01271) for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity:
 - Raiho-shin rituals take place annually in various regions of Japan especially in the Tohoku, Hokuriku, Kyushu and Okinawa regions - on days that mark the beginning of the year or when the seasons change. Such rituals stem from folk beliefs that deities from the outer world - the Raiho-shin - visit communities and usher in the new year or new season with happiness and good luck. During the rituals, local people dressed as deities in outlandish costumes and frightening masks visit houses, admonishing laziness and teaching children good behaviour. The head of the household treats the deities to a special meal to conclude the visit, and in some communities the rituals take place in the streets. In some communities, men of a certain age become the Raiho-shin, while in others women play such roles. Because the rituals have developed in regions with different social and historical contexts, they take diverse forms, reflecting different regional characteristics. By performing the rituals, local people - notably children have their identities moulded, develop a sense of affiliation to their community, and strengthen ties among themselves. In accordance with their ancestors' teachings, community members share responsibilities and cooperate in preparing and performing the rituals, acting as the practitioners responsible for transmitting the related knowledge.
- 2. <u>Decides</u> that, from the information included in the file, the nomination satisfies the following criteria for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity:
 - R.1: The file provides a very clear description of the element, highlighting its strong family and community nature as well as the diversity of its forms. The element plays an important role in children's upbringing; it teaches them about moral behaviour, strengthens bonds with other family members and promotes respect for local traditions. Through collaboration and sharing, community identity is fostered and continually transmitted.
 - R.2: The inscription of the element would raise awareness about the inclusiveness of intangible cultural heritage and its ability to transcend gender divisions and bring generations together. Raiho-shin is practised in different regions of Japan and respects local historical, natural and social contexts; cultural diversity is therefore

- intrinsic to it. As such, it also testifies to human creativity, as illustrated by the diverse forms the masks and local rituals take.
- R.3: The past and current efforts to safeguard Raiho-shin rituals attest to the long-term commitment of the local communities to protecting and transmitting the element, with local safeguarding associations and the National Council for the Safeguarding and Promotion of Raiho-shin Rituals taking the lead role. The well-defined safeguarding measures proposed draw on past initiatives and include the transmission, identification and promotion of the element. The file clearly demonstrates the communities' involvement in planning the proposed safeguarding measures and their central role in their implementation.
- R.4: The nomination file clearly describes the participation of community members at all stages of its preparation, highlighting the discussions and meetings held. The local communities are represented by their associations, local governments and the National Council for the Safeguarding and Promotion of Raiho-shin Rituals and they all granted their free, prior and informed consent.
- R.5: As Raiho-shin is practised in ten distinct locations and known by different names, the ten ritual visits of deities in masks and costumes were included separately in the Inventory of the Intangible Cultural Heritage in Japan between 1977 and 2017. The description of the element is sufficient and documentary evidence from the national inventory is provided, covering all the necessary information. The community members were actively involved in creating and updating the inventory.
- Inscribes Raiho-shin, ritual visits of deities in masks and costumes on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity;
- 4. <u>Congratulates</u> the State Party for submitting a well-prepared, clearly structured nomination file and <u>commends</u> it for delivering a video which reflects all the key aspects of the element and allows viewers to understand the element in detail;
- 5. <u>Takes note</u> that the present inscription replaces the 2009 inscription of **Koshikijima no Toshidon**, in conformity with Chapter I.6 of the Operational Directives.

「来訪神:仮面・仮装の神々」の提案概要

<u>1.</u>名

来訪神:仮面・仮装の神々

2. 内 容

仮面·仮装の異形の姿をした者が、「来訪神」として正月などに家々を訪れ、 新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらし たりする行事。

3. 分 野

年中行事(儀式 rituals)

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「来訪神」行事 10 件

- ・甑島(こしきじま)のトシドン(鹿児島県薩摩川内市)
- 男鹿(おが)のナマハゲ(秋田県男鹿市)
- ・能登(のと)のアマメハギ(石川県輪島市・能登町)
- 宮古島(みやこじま)のパーントゥ(沖縄県宮古島市)
- ・遊佐(ゆざ)の小正月行事(山形県遊佐町)
- ・米川(よねかわ)の水かぶり(宮城県登米市)
- 見島(みしま)のカセドリ(佐賀県佐賀市)
- 吉浜(よしはま)のスネカ(岩手県大船渡市)
- ・薩摩硫黄島(さつまいおうじま)のメンドン(鹿児島県三島村)
- ・悪石島(あくせきじま)のボゼ(鹿児島県十島村)

5. 保護措置

伝承者養成. 記録作成. 用具修理·新調. 普及促進 等

6. 提案要旨

- 〇「来訪神:仮面・仮装の神々」は、正月など年の節目となる日に、仮面・仮装の異形の姿をした者が「来訪神」として家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事である。
- ○「来訪神」行事は、伝承されている各地域において、時代を超え、世代から世代へと受け継がれてきた年中行事であり、それぞれの地域コミュニティでは、「来訪神」行事を通じて地域の結びつきや、世代を超えた人々の対話と交流が深められている。
- 〇「来訪神:仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、地域の人々の絆(きずな)としての役割を果たしている無形文化遺産の保護・伝承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

(参考) これまでの経緯等

- 〇「来訪神:仮面・仮装の神々」は、我が国より提案した「男鹿のナマハゲ」が平成23年のユネスコ無形文化遺産保護条約第6回政府間委員会(バリ・インドネシア)において、既に登録されていた「甑島のトシドン」との類似性を指摘され、「情報照会」の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財(保護団体認定)の10件を構成要素としてグループ化し、「甑島のトシドン」の拡張提案として提案するもの。
- 平成21年 9月 ユネスコ無形文化遺産保護条約第4回政府間委員会(ア ブダビ・アラブ首長国連邦)において「甑島のトシドン」 がユネスコ無形文化遺産に登録される。
- 平成23年11月 同第6回政府間委員会(バリ・インドネシア)において「男 鹿のナマハゲ」が「情報照会」の決定を受ける。
- 平成28年 3月 「甑島のトシドン」を拡張し、「男鹿のナマハゲ」を含む 国指定重要無形民俗文化財を「来訪神: 仮面・仮装の神々」 としてグループ化して提案。
- 平成28年 6月 ユネスコの審査件数の上限(50件)を上回る提案(56件)が各国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先するという国際ルールに基づき、登録件数が世界第2位である我が国の審査が1年先送りされることとなる。

平成29年 3月 「来訪神:仮面・仮装の神々」を再提案。

ユネスコ無形文化遺産について

条約の概要

2003年 無形文化遺産保護条約 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]

※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目 的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成

■「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:178

我が国	の無形文化遺産登録(代	表一覧表記載)状況等	現在 21件] ■	重要無形文化財 文化審議会決定 重要無形民俗文化財 選定保存技術
2008	กริท์< 能楽	にんぎょうじょうるりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	^{かぶき} 歌舞伎	
2009	こしきじまのとしどん	おちゃちちみ・えちごじょうふ 十谷縮・越後上布[新潟] おくのとのあえのこと 能登のあえのこと[石川] だいにちどうぶがく 大日堂舞楽[秋田]	はやちねかぐら 早池峰神楽[岩手] だいもくたて 題目立[奈良]	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊[宮城] あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊[北海道]
2010	くみおどり 組踊	^{ゆうきつむぎ} 結城紬【茨城・栃木】		
2011		んのう 神能[島根] 【情報照会】本美		たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ , 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012	なちのでんがく <mark>那智の田楽[和歌山]</mark>			
2013	わしょく にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか 和食;日本人の伝統的な食文化			
2014	わし にほんのてすきわしぎじゅつ せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財 和紙:日本の手漉和紙技術【石州半紙、本美濃紙、細川紙】 (保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。			
2016	************************************			
提案中	たいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神:仮面•仮装の神々	パーントゥ【沖縄】,遊佐の小正月行	事(アマハゲ)【山形】、米川の水かん	能登のアマメハギ【石川】,宮古島の ぶり【宮城】,見島のカセドリ【佐賀】,吉 児島】を追加して拡張提案【2017年3月末
提案中	でんとうけんちくこうしょうのわさ もくぞう 伝統建築工匠の技:木造	けんぞうぶっをうけつぐためのでんとうぎじゅっ 建造物を受け継ぐための 化	云統技術「建造物修理·木工」	ものの未審査となっていた国の選定保存技術 ニ「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して 術を提案。【2018年3月末提案。2019年3月末

登録までの流れ

■締約国からユネスコに申請(毎年3月)

[毎年, 各国1件の審査件数の制限]

- *2018・2019年は2年に1件の審査保障
- *無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ■評価機関による審査
- \checkmark
- ■政府間委員会において決定 (翌年11月頃)
 - ① 記載(inscribe)
 - ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
 - ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- ■申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を 満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、 よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに<u>貢献</u>するもの であること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団及び場合により個人の可能な限り<u>幅広い参加</u> 及び彼らの自由な、事前の説明を受けた上での<u>同意</u>を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条及び第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

「来訪神:仮面・仮装の神々」の ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する 評価機関の勧告に対する柴山文部科学大臣談話

「来訪神:仮面・仮装の神々」が、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関における事前審査において、無形文化遺産の代表一覧表の記載にふさわしいとして「記載」の勧告を受けたことは、大変喜ばしいことである。

最終的な結論は、本年11月末~12月初めにポートルイス (モーリシャス)で開催されるユネスコ無形文化遺産保護条約 第13回政府間委員会において正式決定される予定であり、評価機関の勧告どおりに代表一覧表に記載されるよう、期待している。